

2020年5月25日

「成蹊会（新型コロナウイルス）特別支援金」募集要項

一般社団法人 成蹊会

1、特別支援金の概要

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入の減少及び自らのアルバイト収入の減少により大きな経済的影響を受け困窮する成蹊学生に対し、成蹊会より特別支援金を給付し「学びの継続」に向けた緊急の支援を行う。

2、給付金額（時期）・募集人数

- (1) 特別支援金（給付）：10万円～20万円
- (2) 募集人数（給付予定人数）：最大100名
- (3) 給付時期：2020年6月下旬（書類審査の上、給付者を決定）

3、申請資格

- (1) 成蹊大学在学中の学生
- (2) 修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金・授業減免）を利用していないこと
※日本学生支援機構貸与奨学金との併用は可です。

下記(3)(4)のいずれかに該当すること

(3) 生計維持者（原則父母）の収入・所得が30%以上減少した学生

- ① 給与所得者：減少前の給与収入 年間800万円未満（控除前、年金含む）
※証明書類 ・2019年4～5月の給与明細（又は源泉徴収書）、及び2020年4～5月の給与明細

- ② 上記以外（自営業等）：減少前の所得金額 年間400万円未満（確定申告における）
※証明書類 ・2019年4～5月の事業帳簿、及び2020年4～5月の事業帳簿

(4) 生計維持者の所得基準が前項（給与所得800万円未満、事業所得400万円未満）、且つ、自らのアルバイト収入が80%以上減少した学生

- ※証明書類 ・前項と同じく生計維持者の給与明細又は事業帳簿
・2019年4月～12月の間で2ヶ月分のアルバイト先の収入証明、及び2020年4月～5月のアルバイト先の収入証明

4、申請方法・申請期間・提出先

- (1) 申請方法 下記書類を全て揃え簡易書留で郵送して下さい。

- ① 成蹊会（新型コロナウイルス）特別支援金 申請書
- ② 成蹊会（新型コロナウイルス）特別支援金 振込口座届
- ③ 証明書類コピー 前項3、申請資格に該当する証明書類コピーを必ず添付
※2020年5月の給与明細、事業帳簿が用意出来ない場合は4月分のみでも可

- (2) 申請期間 2020年5月25日～2020年6月10日【最終日消印有効】

- (3) 提出先

〒180-8633 武蔵野市吉祥寺北町3-3-1 一般社団法人成蹊会 特別支援金担当

<問合わせ先>

一般社団法人成蹊会（TEL）0422-51-2244 平日（月～金）9：00～17：00

以上